

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月17日

【発行者名】 三井住友アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 良治

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 隠地 保夫

【電話番号】 03-5405-0735

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証ニューフィールド30・オープン
券に係るファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証5,000億円を上限とします。
券の金額】**

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年2月24日付をもって提出しました「ニューフィールド30・オープン」の有価証券届出書について、信託約款に規定する所定の手続きを経て、信託を終了することとなりましたので、関係情報の更新およびその他訂正すべき事項の訂正を本訂正届出書によりを行うものです。

・【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**(7)【申込期間】****<訂正前>**

平成23年2月25日から平成24年2月23日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

平成23年2月25日から平成23年6月9日まで

(12)【その他】**<訂正前>**

(略)

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(略)

<訂正後>

(略)

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(略)

ホ 繰上償還の実施について

当ファンドは、受益権の口数が、信託約款の繰上償還に関する規定の3億口を下回っている状態が長期に継続し、効率的な運用が困難となっており、またファンド残高の回復も見込み難いため、信託約款の規定に基づき、繰上償還の手続きを実施してあります。

法令に基づき、平成23年4月8日から平成23年5月10日までの期間、上記繰上償還に対する異議申立てを受け付けておりましたが、異議申立ての受益権の合計口数が、平成23年4月8日現在の受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、平成23年6月10日（繰上償還日）をもって信託を終了します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成22年12月30日現在）

(略)

(八) 大株主の状況

（平成22年12月30日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

<訂正後>

(略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成23年3月31日現在）

(略)

(八) 大株主の状況

（平成23年3月31日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

平成12年11月30日から下記「(5)その他イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

<訂正後>

平成12年11月30日から平成23年6月10日までです。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

イ 資本金の額および株式数

	<u>平成22年12月30日現在</u>
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

(略)

<訂正後>

イ 資本金の額および株式数

	<u>平成23年3月31日現在</u>
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

(略)

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年12月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成22年12月30日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	<u>64</u> (1)	<u>139,234</u> (192)
	追加型	<u>259</u> (121)	<u>4,929,423</u> (3,199,782)
	計	<u>323</u> (122)	<u>5,068,656</u> (3,199,974)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合計		<u>323</u> (122)	<u>5,068,656</u> (3,199,974)

() 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

<訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年3月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成23年3月31日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	<u>61</u> (1)	<u>115,301</u> (209)
	追加型	<u>264</u> (128)	<u>4,960,570</u> (3,198,656)
	計	<u>325</u> (129)	<u>5,075,871</u> (3,198,865)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合計		<u>325</u> (129)	<u>5,075,871</u> (3,198,865)

() 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(略)

□ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円	
金十証券株式会社	1,045百万円	
金山証券株式会社	504百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
寿証券株式会社	305百万円	
静岡東海証券株式会社	600百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	
のぞみ証券株式会社	2,091百万円	
日の出証券株式会社	4,650百万円	
二浪証券株式会社	100百万円	
前田証券株式会社	2,198百万円	
八幡証券株式会社	1,260百万円	
株式会社四国銀行	25,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

資本金の額は、平成22年9月末現在。

<訂正後>

(略)

□ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円	
金山証券株式会社	504百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
寿証券株式会社	305百万円	
静岡東海証券株式会社	600百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	
のぞみ証券株式会社	2,091百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
日の出証券株式会社	4,650百万円	
二浪証券株式会社	100百万円	
前田証券株式会社	2,198百万円	
八幡証券株式会社	1,260百万円	
株式会社四国銀行	25,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

資本金の額は、平成22年9月末現在。